



N e w s L e t t e r

みんなのまちづくり

第30号／2008. 6. 25

発 行 明姫幹線南地区 まちづくり協議会 広報部会

まちづくり活動への思い

アドバイザー：樋口都市設計 樋口信子

早いもので私をはじめ、明姫幹線南地区を訪れてからもう8年近くになる。

資材置き場等の増加、違法建築の増加等に対処するため、自主的な土地利用ルールである「まちづくり協定」の締結にあたっては相当苦労したことが思い出される。地道な「規制誘導型」のまちづくりであるが、現在まで延べ38件の届出があり、資材置き場等は進出をあきらめてもらったり、コンビニの営業時間を調整したり、企業と覚書を交わしたりと、さまざまな効果があり、予想以上に協定が有効に機能しているのはうれしい限りである。

都市計画法の改正もあり、市街化調整区域でのまちづくりが各地で進められているが、自治体の条例等に基づいてルールが運用されている例はいくつかあるものの、当地区のように全く任意の自主的なルールをしっかりと守り、地元で協議を重ねているケースは珍しい。役員さんの労力、市職員の方々の意欲的な支援には頭が下がる。

国土交通省等でも取り上げられ、大阪や遠くは浜松市などからも視察があった。当地区の街づくりに自信と誇りを持っていただきたいと思う。

この協定を継続していくには、地権者一人ひとりの「心意気」に頼るしかない。誰か1人でも気を抜けば、なしくずしになってしまう危険性がある。私は、現在大阪府下・兵庫県下で市街化調整区域のまちづくりに取り組んでいるが、必ず当地区のことをモデル事例としてお話させていただいている。

今後も営農・営業しやすく、暮らしやすい地域であるために、皆さんの行動に期待するとともに、微力ながら力になれば幸いである。

(広告)



明姫幹線南地区まちづくり協定の改正について

前号でもお知らせしましたが、明姫幹線南地区まちづくり協定が締結されて5年目となり、有効期限が平成20年8月10日となっています。

そこで、今後も引き続き、協定を運用していくため、5役会、役員会において内容について検討を重ねました。改正案では、現在の協定の文言を分かりやすくし、協定締結以来運用してきた中での状況の変化に合った内容に変更しています。

以下で現在の協定と改正案を掲載させていただきます。

(改正部分は赤字及び2重線で取り消した部分となっています。)

現在の協定	改正案
<p>(建築物等に関する基準)</p> <p>第6条</p> <p>3 壁、門、塀、その他これらに類する施設の位置については、道路の交差する箇所においては、隅切り(二等辺三角形の形状)の長さが原則5mとなる線の内側に後退するように努める。</p>	<p>(建築物等に関する基準)</p> <p>第6条</p> <p>3 壁、門、塀、その他これらに類する施設の位置については、道路の交差する箇所においては、安全確保のため、隅切り(二等辺三角形の形状)の長さが原則5mとなる線の内側に後退するように努める。</p>
<p>(土地利用の制限：生活・営業環境に関する基準と配慮事項)</p> <p>第7条</p> <p>第2条に定める区域においては、資材置場、廃材・廃車置場、物資の積み替え所、青空駐車場(以下、資材置き場等という)、その他日常生活に著しく不快感をあたえるものの用地として新規に利用してはならない。また、青少年の健全な育成に支障がある設備等を有する用地として利用してはならない。但し、建築物等に附属する駐車場、及び役員会(明姫幹線南地区まちづくり協議会規約第13条：以下、「役員会」という)の議決を経て短期間利用するものについてはこの限りでない。</p>	<p>(土地利用の制限：生活・営業環境に関する基準と配慮事項)</p> <p>第7条</p> <p>第2条に定める区域においては、資材置場、廃材・廃車置場、物資の積み替え所、青空駐車場(以下、資材置き場等という)、その他日常生活に著しく不快感をあたえるものの用地として新規に利用してはならない。また、青少年の健全な育成に支障がある設備等を有する用地として利用してはならない。但し、建築物等に附属する駐車場、及び役員会(明姫幹線南地区まちづくり協議会規約第13条：以下、「役員会」という)の議決を経て短期間利用するものについてはこの限りでない。</p>

	<p>2 前項の規定は、建築物等に附属する駐車場を設置する場合、及び明姫幹線南地区まちづくり協議会規約第 13 条に規定する役員会（以下「役員会」という）の議決を経た場合においては適用しない。</p>
<p>（営業時間等の基準） 第 10 条 物品の販売を行う店舗、及び飲食店等の営業時間は原則として午前 7 時から午後 11 時までの間とし、具体的な営業時間については、必要に応じ近隣住民や協議会と調整するものとする。</p>	<p>（営業時間等の基準） 第 10 条 物品の販売を行う店舗、及び飲食店等の営業時間は原則として午前 7 時から午後 11 時までの間とし、その他の具体的な営業時間については、必要に応じ近隣住民や協議会と調整するものとする。</p>
<p>（協定の有効期間と継承） 第 18 条 この協定の有効期間は策定の日から起算して 5 年間とする。なお、改廃については協議会が総会で決する。</p>	<p>（協定の見直し有効期間と継承） 第 18 条 この協定は原則として 5 年ごとに見直すものとする。有効期間は策定の日から起算して 5 年間とする。なお、改廃については協議会が総会会員の意見を十分に聞いて役員会協議会が総会で決する。</p>

現在の協定及び改正案全文を見たい、という方は事務局にございますのでご覧下さい。

また、今回改正案はこの「みんなのまちづくり」で会員の皆様に内容を確認していただいた上で、役員会にて決定することとします。

よって、**改正案に対するご意見がある方は事務局まで提出してください。**意見の提出場所、方法については下記のとおりです。よろしく申し上げます。

協定が改正されましたら、次号でお知らせします。

提出先：協議会事務局 高砂市役所まちづくり部都市計画課

TEL：079-443-9033

FAX：079-443-9091

e-mail:tact3810@city.takasago.hyogo.jp

期間：平成20年7月1日～平成20年7月10日

住所、氏名、電話番号、ご意見を漏れなく記載してください。

書面の持参、郵送（はがき、封書等）、FAX、Eメールのいずれかでお願ひします。

事務局からのお知らせ

4月30日に開催されました、第39回役員会において、当協議会の平成20年度事業計画、予算を以下のとおり決定いたしました。皆さま今後ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●平成20年度事業計画

1. まちの将来像実現のための取り組み
 - ・協定違反物件防止活動
 - ・市街化調整区域にふさわしいまちづくりの検討
2. まちづくり協議会活動
 - ・役員会の開催
 - ・明姫幹線南地区まちづくり協定の内容検討
 - ・広報部会開催 「みんなのまちづくり」の発行
 - ・環境管理部会開催 「現況調査の実施」
 - ・行政および関係団体との連携・調整
3. その他、まちづくり協議会の目的達成のために必要なこと。

●平成20年度収支予算

収入額	¥386,000—	内訳：前年度繰越金、市の助成金、広告料等
支出額	¥386,000—	内訳：会議費、印刷・広報費、通信費等

※なお平成19年度活動報告、決算報告は満場一致で承認されました。

●平成19年度収支決算

収入額	¥384,213—	内訳：市の助成金、広告料、積立金等
支出額	¥384,213—	内訳：会議費、印刷・広報費、通信費、繰越金等

予算・決算の詳細な内訳については、事務局までお問合せください。

(広告)

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 事務局：高砂市まちづくり部都市計画課
TEL：079-443-9033
FAX：079-443-9091
e-mail:tact3810@city.takasago.hyogo.jp